

緊急宣言! 知っていますか? 南区は 18区中、2位 です!!

消費者トラブルに気を付けて!!

5月は消費者月間です

消費者トラブル・悪質商法から身を守る方法を学びましょう!

困ったときは、一人で悩まずに、まず、相談しましょう!!

固 横浜市消費生活総合センター ☎845-6666 ☎845-7720 または 消費者ホットライン 188
※事前予約制の面接相談もあります。詳しくはお問い合わせください ※局番なし

横浜市消費生活総合センターによると
南区民1,000人あたりの相談人数は...

全年齢では
18区で **2位**
(1,000人あたり
6.75人)

さらに、
年齢別に
みると...

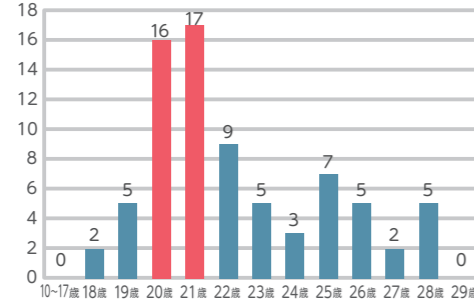
20歳代は18区で**1位**
(1,000人あたり4.71人) 60歳代は18区で**2位**
(1,000人あたり10.93人) 70歳代は**4位** 80歳以上は**3位**

各年齢層で多くの相談を受けています。 出典:横浜市消費生活総合センター「消費生活相談の動向2019」

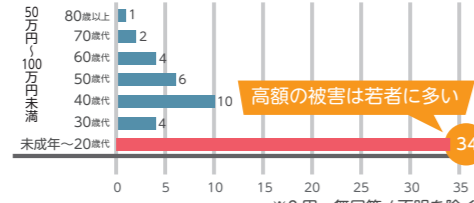
身近にいる皆さんの見守りが大切です。

南区内で、20歳・21歳の被害が急激に増加!!

稼げるノウハウに関する相談件数・20歳代内訳 (平成30年度)



稼げるノウハウに関する年代別契約購入金額 (平成30年度)



被害者が未成年の場合、法律に基づき契約を無効にできます(未成年者取消)が、成人になると未成年者取消ができなくなるため、特にターゲットにされているようです。また、50万円~100万円未満の被害件数61件のうち、20歳代が34件を占めるなど、若者が高額被害にあっています。

友人からの勧誘やSNS通話が断れない?!

20歳代は、友人から喫茶店に呼ばれたり(訪問販売)、SNS通話(電話勧誘販売)で契約するケースが多いです! さらに、友人を勧誘することで広めていくパターンが多く、複数人でセンターに相談に来ることも。

仲の良い友人でも、「おかしいな」と思ったら、「家族と相談する」「一度、考えてみます」など、勇気をもって断りましょう。

社会経験のない若者、特に学生がターゲットにされています。「お金がない」と断ると、学生ローンで借金をさせるなどの悪質なケースが多発しています。

また借金が返済できないと、信用情報機関のブラックリストに載ってしまい、将来、ローンが組めなくなる、携帯などの新規契約ができなくなることも。

若者は、「困ったときに誰かに相談すること」に慣れていません。身近な若者の様子がおかしいな、と思ったら、こまめに話をするなど、気にかけるようにしましょう。



相手はいろいろな手口であなたをだまそうとします...!!

CASE 1 架空請求

- はがきやSNSなどで、利用した覚えのない料金を請求される
- 裁判所などの公的機関のフリをして、訴訟に関するはがきを送ってくる



CASE 2 点検商法

- 「無料の点検に来た」と言い、「工事をしないと危険」などと不安をあおって契約させる商法
- 台風などの後に、頼んでもないのに点検に来たり、「今日契約したら大幅値引き」など、契約を急がされたら要注意!



CASE 3 稼げるノウハウ

- 「投資で儲けるための情報」「副業だけで生活できるほど儲かる」と言って、価値のない情報を高額で売りつける商法
- 「人を紹介すれば報酬がもらえる」などと勧誘する、いわゆるマルチ商法により被害が広がっています。



ちょっと待った! その契約は、本当に必要ですか?!

知っていますか? 「契約書がないから大丈夫」と思っている、実は、「買います」と言うだけ(口約束)でも契約は成立してしまいます。消費者トラブルに巻き込まれないために、よくある事例とポイントをご紹介します。契約して後悔する前に、一度、立ち止まって考えてみましょう。その契約は、本当に必要ですか?



消費生活総合センター相談員

撃退! 悪質商法!!

その場で契約しないでください!!

CASE 1 [架空請求]の場合

あわてないで大丈夫。一度、深呼吸をして落ち着きましょう

- 身に覚えがなければ、相手に連絡してはいけません。
- 裁判所からの正式な訴状であれば、「特別送達」と記載された封書で直接手渡しされることが原則であり、はがきなどの普通郵便で届くことはありません。

CASE 2 [点検商法]の場合

その場で契約しないこと

- 本当は必要がないのに、あなたの不安をあおっているのかもしれない。不安であれば、家族と相談したり複数の業者から見積もりをとるなど、落ち着いて考えましょう。
 - 訪問販売の場合は、8日以内であれば、クーリング・オフ(※)ができます。
- ※クーリング・オフ...訪問販売などで不意に勧誘を受け、消費者が契約してしまったときは、一定の期間内であれば、無条件で契約解除できる制度

CASE 3 [稼げるノウハウ]の場合

楽しく簡単に稼げる手段はありません!

- 「あなただけに教えます」「必ず元が取れます」という、うまい話には要注意。本当に稼げる話なら、あなたなら人に教えますか?
- 「今だけ」などと、契約を急がしてくる場合も注意が必要。

「結構です」は禁句! 断るときは「いいません!!」 一人で決めずに周りに相談! すぐに返事はしない! うまい話は信じない!

固 地域活動係 ☎341-1235 ☎341-1240

身近な暮らしの安心のために~南区消費生活推進員~

「悪質商法や振り込め詐欺から南区民を守りたい」との思いで、地域の皆さんが集まる場所で具体的な事例紹介や、最新の手法をお知らせする出前教室を実施しています。

出前教室をご希望の場合は

各地区の消費生活推進員にご相談いただくか、区役所地域活動係へお問い合わせください。



「マスクを買ったのに届かない」など、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意ください。

以下は広告スペースです。「広報よこはま」に掲載されている内容とは関係ありません。

以下は広告スペースです。「広報よこはま」に掲載されている内容とは関係ありません。